

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業 【通常枠】補助金郵送申請 募集要領

【申請受付期間】

令和 3年 6月 21日 (月) ～ 令和 3年 8月 24日 (火)
問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

【申請書類の提出方法】

◆受付方法は、オンラインまたは郵送のみです。◆

申請書類を以下の宛先に郵送することで申請することができます。

なお、**簡易書留**で郵送ください。**8月24日(火)の消印有効**です。

※ 裏面には差出人の住所および氏名を必ず御記載ください。

普通郵便での郵送はご遠慮ください。

※ **新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参での受付はしておりませんので、御注意ください。**

※ 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存ください。

※ 補助金交付(支払い)後、申請内容等についてお問い合わせいただいても回答ができない場合がございます。

※ 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。

※ **申請は、1法人または1個人事業主当たり、1回限りとします。**

※ **新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】に申請された方は、新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】への申請はできません。**

※ 同一の事業内容で、県、国または市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはできません。

(宛先)

↓切り取ってお使いいただけます。

〒525 - 0025

滋賀県草津市西渋川1-1-3 リバティハウス草津 2階

滋賀県経営力強化支援事業事務局(通常枠) 宛

<「滋賀県経営力強化支援事業補助金(通常枠)」申請書類在中>

【問合せ先】

滋賀県経営力強化支援コールセンター

(電話) 0570-087-770

問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

Email: shiga-shien@bsec.jp

第1 補助金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた県内中小企業等を対象として、感染症収束後も見据えた事業者による新たな販路開拓、人材育成、働き方改革、デジタルトランスフォーメーション、CO₂ネットゼロおよび感染症対策の取組への支援を行うため、補助金を交付します。

2 補助額

上限50万円（下限10万円）

- ※ 1法人または1個人事業主当たり1回の申請です。
- ※ おひとりの個人事業主が複数事業を営んでいる場合も、申請は1回となります。また、補助金の上限は50万円、下限は10万円となります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】に申請された方は、新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】への申請はできません。

第2 申請要件

1 補助対象事業者

令和3年6月1日以前に開業しており、県内に事務所または事業所を有し、次の（1）または（2）のいずれかに該当する者とします。

(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するもの

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、下表「中小企業者の要件」に準じ、各要件を満たす者

- ※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者には該当しない。

参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）

(b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）

(c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等

(c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

(c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

2 補助事業

今後の事業活動に資する以下に掲げる事業。

①～⑥の複数事業の組み合わせも可。

※令和3年6月1日（火）から令和3年12月31日（金）までに完了する見込みのあるものに限る。

① 新たな販路開拓に関する事業

② 人材育成・確保に関する事業

③ 働き方改革・職場環境改善（テレワーク）に関する事業

④ デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する事業

- ⑤ CO₂ネットゼロに関する事業
- ⑥ 対面での感染症対策に関する事業

＜補助対象となり得る取組事例＞

◆ 新たな販路開拓に関する事業

- ECモール、越境ECへ出展する。
- WEBを活用したテストマーケティングを行う。
- 販路開拓、ブランディングについてコンサルタントを導入する。
- 新商品や新サービス、試作品等の開発を行う。

◆ 人材育成・確保に関する事業

- 外国語や新技術、おもてなし力向上などのOff-JT研修を実施する。
- 独自の研修コンテンツ（VRを使ったもの等）を制作する。
- 新たに就職情報サイトへ情報掲載を行う。
- 女性活躍を柱に収益力アップ、人材確保を推進するために社労士等のアドバイザーを導入する。
- 採用力向上、人材確保に向けたコンサルタントを導入する。

◆ 働き方改革・職場環境改善（テレワーク）に関する事業

- サテライトオフィスを試行的に導入する。
- テレワーク環境に必要な機器を導入する。
- 働き方改革等についてコンサルタントを導入する。
- 従業員のニーズや実態等を把握するための調査を行う。
- ワーク・ライフ・バランス制度や健康増進に係る制度等のガイドブックを作成する。

◆ デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する事業

- 作業効率や生産性向上のためにシステムやソフトウェアを導入する。
- ビジネスモデルの変革のためにサービス再構築やそのために必要なシステムを導入する。
- デジタルトランスフォーメーションに向けて専門家等から技術的または経営的な指導を受ける。
- 会計業務等のバックヤード業務の自動化・効率化を行う。
- キャッシュレス化を行う。
- オンライン予約サービスを導入する。

◆ CO₂ネットゼロに関する事業

- お弁当などのデリバリーを行う際に、自社だけでなく、近隣店舗との共同で配送を行うために、新たに共同配送システムを構築する。
- CO₂ネットゼロ達成に向けた取組に関してコンサルタントを導入する。
- サーキュラーエコノミーの実践（例：廃ペットボトルからTシャツを制作）のための試作品を制作する。
- 間伐材を使った新製品の開発、販売促進を行う。
- 電力の見える化を行い、電力使用量を抑制する。

◆ 対面での感染症対策に関する事業

- 消毒用品やマスク、非接触型体温計等の感染症対策用品を購入する。
- アクリル板の設置により、飛沫対策を実施する。
- 接触機会低減のため、テイクアウトやデリバリーを新たに始める。
- 感染症対策を行っている旨のPRを行う。

第3 補助率および補助上限（下限）額

1 補助率

中小企業等	2021年5月、6月、7月のいずれかの月と2019年または2020年の同月を比較して売上50%以上減少している中小企業等
補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の4分の3以内

2 補助上限（下限）額

50万円（下限10万円）

第4 申請手続き等

1 本補助金の申請受付期間および申請受付方法

(1) 申請受付期間

令和3年6月21日（月） ～ 令和3年8月24日（火）まで

(2) 郵送申請受付方法

申請書類を次の宛先に郵送することで申請することができます。

なお、必ず簡易書留で郵送ください。8月24日（火）の消印有効です。

（宛先）〒525 - 0025 滋賀県草津市西洪川1-1-3 リバティーハウス草津 2階
滋賀県経営力強化支援事業事務局（通常枠）

※ 表面には「滋賀県経営力強化支援事業補助金（通常枠）申請書類在中」

裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

2 提出書類

以下の1)～9)のすべての種類を提出していただきます。必要に応じて追加書類の提出および説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】補助金交付申請書（様式第1号）
- 2) 事業計画書（別紙1）
- 3) 補助対象経費積算明細書（別紙2）
- 4) 役員名簿（別紙3）
- 5) 誓約書（別紙4）
- 6) 定款または登記簿謄本等（個人事業主の場合は、確定申告書、開業届等）の写し
- 7) 帳簿または売上台帳の写し（売上減が50%以上あることが分かるものを添付してください）。
※ 2021年5月～7月のいずれか1月と2019年または2020年同月を比較できるもの
- 8) 口座振込依頼書（別紙5）
- 9) 本人確認書類の写し（代表者のもの） ※いずれか一つを添付してください。
・運転免許証、パスポート、保険証等の書類、マイナンバーカード等

3 交付決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは、速やかに交付決定を行います。
- ・交付決定までの標準処理期間は、交付申請書の受付後30日となります。

4 その他

本補助金について、県内各市町において補助率の上乗せ等をする場合には、本補助金に関する交付決定状況等の情報を、各市町に提供する場合があります。

5 本補助金に関する問合せ先

本補助金の申請等に関する疑問や手続に対応するため、次の相談窓口を開設しています。

滋賀県経営力強化支援コールセンター

(電話) 0570-087-770

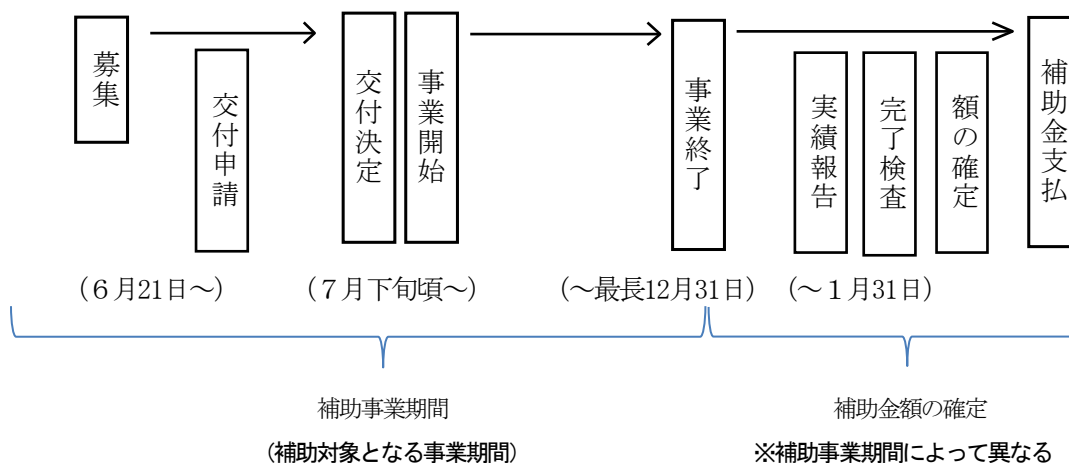
問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

Email : shiga-shien_staff01@bsec.jp

第5 補助事業期間

補助事業期間は、令和3年6月1日(火)から令和3年12月31日(金)までとなります。その間に開始し、事業者が自ら支払いまで終了した分のみが対象です。なお、補助事業期間についてはその終了が申請日の概ね2か月以降となる事業計画としてください。

○スケジュール(予定)



第6 補助事業者の義務(交付決定後)

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- ① 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。

- ② 実績報告書を必ず提出してください。なお、補助事業の完了検査のため、実地検査に入ることがあります。
- ③ 補助事業にかかる経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】補助金交付要綱（令和3年6月1日施行）に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

第7 実績報告

事業完了後30日以内、または、令和4年1月31日（月）のいずれか早い日までに**実績報告書（様式第5号）**および下記の書類を提出していただきます。

【提出書類】

以下の1)～5)のすべての種類を提出していただきます。必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。また、提出書類の返却はいたしません。

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】補助金実績報告書（様式第5号）
- 2) 事業実施報告書（別紙6）
- 3) 補助対象経費支出明細書（別紙7）
- 4) その他事業実績を説明する資料等
- 5) 領収書等の写し（領収書がない場合は振込や送金分かる書類の写し可）

第8 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業終了後の**精算払い**となります。

第9 その他

- ① 滋賀県経営力強化支援事業事務局（長）は補助金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
（例：直近期末分の損益計算書および貸借対照表（個人事業主の場合は確定申告書等）の写し等）
- ② 記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

補助対象経費について

1 経費の内容

[事業費]

- 謝金
 - ・ 補助事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した外部の専門家等に謝礼として支払われる経費とする。
 - ・ 支払単価の根拠が、補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要がある。
- 旅費
 - ・ 補助事業の遂行に必要となる社員の出張に係る旅費および指導・助言等を依頼した外部の専門家等に支払われる旅費とする。
 - ・ 金額は、補助事業者が定める規程等により、最も経済的かつ合理的な経路により算定されたものとする。なお、規程等に定める場合であっても、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象とならない。
 - ・ 宿泊費については、単価等を滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則に準じることとする。
 - ・ 日当、海外旅行保険、ガソリン代は対象とはならない。
- 広告宣伝費
 - ・ 本事業に直接必要となる新聞（チラシの新聞への折り込み代を含む）、看板、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝（ウェブサイトの構築含む）に要する経費とする。
 - ・ 本事業に直接必要となる資料、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷・製本に要する経費とする。
 - ・ 大手就職・転職情報サイトへ掲載する際の経費とする。
- 通訳・翻訳料
 - ・ 本事業に直接必要となる通訳や資料等の翻訳に要する経費とする。
- 通信運搬費
 - ・ 本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用したことが証明できる経費とする。
- 資料購入費
 - ・ 本事業に直接必要となる図書、参考文献、資料等の購入に要する経費とする。
ただし、汎用性のあるもの、使用目的が特定できないものは対象外とする。
- 備品購入費
 - ・ 本事業に直接必要となる機器の購入経費とする。
 - ・ パソコン、タブレット機器または周辺（ガジェット）機器については、事業目的達成のために必要不可欠であれば経費として認める。
- 試作費
 - ・ 本事業で取り組む新商品開発や試作品制作等に必要材料や資材の購入に要する経費とする。
ただし、販売するための商品等の制作に要する経費は対象外とする。

- 受講料
 - ・ 業務上必要な知識の習得のためのeラーニング研修や講習等の受講に要する経費とする。
- 借損料
 - ・ 補助事業の遂行に必要な機器・設備類、倉庫、敷地等のレンタル料、車両借上料および会議室等の使用料等として支払われる経費とする。
 - ・ サテライトオフィスの試行導入にかかるレンタルオフィス等の家賃、必要となる設備等のレンタル料については対象となる。
 - ・ 自主事業など補助対象以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは対象外となる。
- 出展料
 - ・ インターネット販売サイト登録（海外向け含む）に係る経費、または見本市等への出展に係る経費
- デジタル関連費
 - ・ 本事業に直接必要となるソフトウェアの購入に要する経費および補助事業期間内のソフトウェアやクラウド等の利用料として支払われる経費とする。
- 委託料
 - ・ 調査、デザイン、広報等で、補助事業者が直接実施することができないもの、または、適当でないものについて、他の事業者に委託する場合の経費であって、他の経費区分に掲げられた経費以外を対象とする。
 - ・ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要がある。
- その他経費（事業費）
 - ・ 上記に該当しない場合の経費で、本事業に必要と考えられるものについては、事業計画書提出時に所定の様式に経費を計上するとともに、その必要性を説明する書類（様式任意）を提出してください。

[対面での感染症対策用資機材]

対面での感染防止対策の取組において、補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となる。

なお、対象経費は設置工事費、施工費および送料を含むものとする。

ア 消毒費用

(1)物品関係	(2)改修・修繕関係	(3)その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等） ・ その他消毒設備 ・ 消毒液・アルコール液 ・ 除菌玄関マット ・ 除菌ボックス ・ 除菌シート ・ 歯ブラシ除菌ホルダー（電子機器） ・ うがい薬 ・ うがい器 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒作業の外注

<ul style="list-style-type: none"> ・次亜塩素酸水（および生成給水機） ・ディスペンサー ・ハンドソープ、ハンドジェル 		
---	--	--

イ マスク費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・ゴーグル ・フェイスシールド ・ヘアネット ・防護服 ・防護キット ・衛生エプロン 	—	—

ウ 清掃費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・手袋 ・ゴミ袋 ・石けん ・洗浄剤 ・漂白剤 ・使い捨てスリッパ 	—	・清掃作業外注

エ 飛沫対策費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・商品防護ケース ・商品防護資材 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板、透明ビニールシート・カーテン ・防護スクリーン ・固定席の間引き、客席間仕切り板 ・フロアマーカ ・デリバリー専用カウンター 	—

オ 換気費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備（換気扇、空気清浄機、サーキュレーター、工業用扇風機、家庭用扇風機） ・網戸の新設 ・CO₂センサー 	<ul style="list-style-type: none"> ・網戸の張替 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気扇クリーニング外注

カ 非接触型対応費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス機器 ・セルフレジ ・タッチレスフック ・キーレスシステム ・インターホン 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア ・非接触型自動水栓（蛇口） ・タッチレススイッチ 	—

<ul style="list-style-type: none"> ・コイントレー ・テイクアウト・デリバリー用物品（容器、箸、おしぼり、コップ、紙トング、保温バッグ、クーラーボックス等） ・出前機 		
---	--	--

キ その他の衛生管理費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ用品 ・体温 ・サーモカメラ ・携帯型アルコール検知器 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォームのクリーニング外注 ・従業員指導等のための専門家活用

ク PR費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター ・チラシ、のぼり ・ステッカー ・POP 	—	—

[その他経費（感染症対策）]

- ・ 上記に該当しない場合の経費で、本事業に必要と考えられるものについては、事業計画書提出時に所定の様式に経費を計上するとともに、その必要性を説明する書類（様式任意）を提出してください。

<補助対象経費全般にわたる留意事項>

- (1) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理を行ってください。
- (2) 補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。補助事業終了後の確定検査において、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る経費は補助対象外となります。
- (3) 経費書類については、一件の発注ごとに、見積りから発注、納品、支払に至るまでの確認書類が必要となります。必要に応じて提出を求める場合がありますので、適切に保管いただきますようお願いいたします。
- (4) 発注（委託）先の選定にあたっては、一件の発注ごとに、見積り徴取を行う必要があります。この場合、経済性の観点から、一般の競争に付すこと。ただし、発注する事業内容の性質上、競争に付すことが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由が必要となります。
- (5) 中古品の購入については、すべて2社以上からの相見積が必要となります。

<対象外経費> ※以下の経費は、補助対象となりません。

- ・ 生産活動のための設備投資の費用
- ・ 設備導入や設備更新の費用

- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、接待の費用
- ・ 商品券等の金券、クーポン・ポイントでの支払い、相殺で処理した経費
- ・ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 役員報酬、人件費
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 公租公課
- ・ 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- ・ 借入金などの支払利息および遅延損害金
- ・ 補助事業の遂行状況の確認や確定検査および県との打合せに係る費用
- ・ 補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 中古品市場において、価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 汎用性のあるもの、使用目的が特定できない費用
- ・ 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた

「もしサポ滋賀」LINE システムの活用について

滋賀県では、感染拡大防止対策として、LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」を用いたイベント参加者等の記録および情報配信のシステム「もしサポ滋賀」を導入し、令和2年6月10日から利用申請受付を開始しております。

このシステムは、施設やイベントごとに個別のQRコードを発行し、施設を訪れた方やイベントの参加者が、スマートフォンを使ってQRコードを読み取ることで、「誰が」「いつ」「どこ（場所）」を利用したかをシステムに記録するという仕組みです。

本システムの活用により、陽性患者の行動履歴により判明した施設等の不特定多数の利用者に対し速やかに情報を提供し、濃厚接触者の情報を収集することで、クラスターの拡大防止を図ることを目的としています。

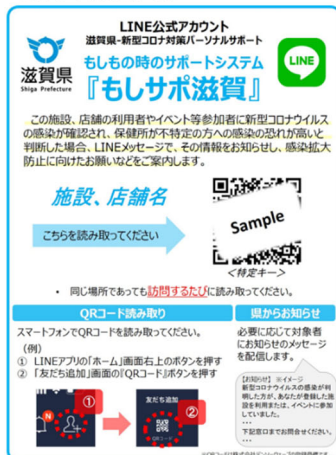
つきましては、各事業者（施設管理者、イベント主催者）において本システムの導入を検討いただきますようお願いいたします。

なお、QRコードの発行方法や利用方法等は、県のホームページに詳しく説明しておりますので、御参照ください。合わせて利用チラシイメージを別添いたしますので、御活用ください。

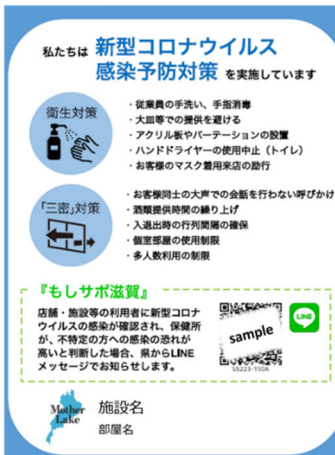
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312529.html>

今後とも、感染拡大防止対策に御理解、御協力をよろしく申し上げます。


もしサポ滋賀チラシ



宣言書 1



宣言書 2



飲食店の皆様へのお願い

飲食店認証制度

(みんなで作る滋賀県安心・安全店舗認証制度)

の活用について

滋賀県では、事業者、県民、県が一体となって作り上げる仕組みとして、「みんなで作る滋賀県安心・安全店舗認証制度」を創設しています。飲食店の皆様の感染症予防対策を県が認証し、お客様の安心・信頼を獲得するための認証制度です。

県が示すチェックリストに基づき、感染対策を実施後、申請いただいた飲食店に対し、県が現地を確認、認証し、認定証を交付します。それにより、利用者の方へ安心を感じていただき、会食を通じた人とのつながり（社会）の確保につなげ、飲食店（事業者）、利用者（県民）、社会の三方よしの実現に資することを目的としています。

つきましては、飲食店の皆様においては、本認証制度の申請を検討いただきますようお願いいたします。

[なお、詳細や申請方法等は、専用のホームページに詳しく説明しておりますので、御参照ください。](#)

<https://shiga-anshin-ninsho.jp/>

今後とも、感染拡大防止対策に御理解、御協力をよろしく申し上げます。

認証制度チラシ



チェックリスト

